

## 各論その1

# 集团的労使関係に向けた「1000万連合」実現行動の着実な 実践と連帯活動の推進による社会的影響力ある労働運動の展開

### 1. すべての職場・地域での集团的労使関係の構築

- (1) 労働運動が果たす社会的役割と責任はますます大きくなっていることから、労働組合・集团的労使関係(注)は社会的インフラとの認識に立ち、働く場と生活の場、職域と地域においてすべての労働者が結集した連合運動をめざし組織拡大・強化に取り組む。  
このため、すべての働く者に信頼され、頼りがいのある労働組合を構築するため、組織拡大を最重要課題と位置づけ、連合岩手、構成組織、地域協議会が一体となって、パート、有期契約、請負、派遣労働者、中小・地場労働者と連帯し職場での労働組合づくり運動を進める。
- (2) 構成組織は組織拡大体制を強化し、同業種未組織企業・未加盟組合の組織化をすすめるとともに、単組・企業連が取り組む系列・関連会社の労働組合づくりに積極的に取り組む。さらに単組の直接雇用非正規労働者の組織化を支援し、組合員範囲の労働協約の改定などを通じて組織拡大に取り組む。
- (3) 連合岩手は組織拡大、組合づくりを進めるため、「1000万連合実現プラン」を踏まえ、2020年までの連合岩手、構成組織、地域協議会の組織拡大行動計画を作成する。  
なお、具体的な拡大行動計画は、現行組合員数の純増をめざし、連合岩手、構成組織、地域協議会ごとに具体的な組織化ターゲットを明確に設定し、第38回地方委員会で確認して取り組みを進める。
- (4) 組織拡大の一層の推進をはかるため、未組織企業情報の収集と活用、連合岩手、構成組織、地域協議会、地区協議会との情報共有と連携などによる取り組みを進める。
- (5) 構成組織の事情により、岩手に現存し連合岩手に加盟していない組織へのアプローチと加入促進の条件整備を連合本部と連携し取り組む。
- (6) 「なんでも労働相談」から発生する労働問題への対応をはかるとともに、組織強化アドバイザーとの連携による組織拡大に取り組む。
- (7) 組織拡大運動推進のため、連合本部の全国一斉組織拡大集中行動期間と連動し、集团的労使関係の重要性の理解拡大と共有化に向けたキャンペーンの展開に取り組む。
- (8) 「生涯組合員構想」の具体的な展開をはかるため、構成組織、退職者連合、労働福祉団体等と連携し、退職者や年金生活者を対象とした組織化プランを策定する。

### 2. 地域に根ざした顔の見える労働運動の展開

- (1) 地域再編を踏まえ更なる地域に根ざした顔の見える労働運動を推進するため、各構成組織の単組・支部等が各地域協議会への積極的な活動参加を推進し、地域における連合運動の強化をはかる。
- (2) 本年からスタートする8地協体制の定着を推進しつつ、労働者の生活向上に向け、これまで以上に地域に根ざした活動を展開する。具体的には①組織拡大②中小・地場組合支援③政策提言④政治活動等について優先的に取り組む項目として推進する。
- (3) 中小・地場の事業所で働く労働者の労働相談や組合づくりの支援をおこなう。また、より職場に近い場所に対応をはかるため、個人加盟できるフレンズユニオンの体制強化

をはかり問題解決に向けた交渉支援と地域の労働者の拠り所機能を高める。

- (4) 地域で働き、生活をおくる勤労者や市民の暮らしを地域でサポートするため、労働福祉団体やNPOなどと連携しつつ、地域での労働者自主福祉運動の柱である「ライフサポートセンター」の取り組みを推進する。

### 3. 組織強化の取り組み

- (1) 連合本部の組織拡大キャンペーン行動、組織化教育強化月間等と連動し、組織拡大と人材育成の強化と周知を行う。
- (2) 部門連絡会は、①春季生活闘争での情報交換と共闘づくり、②産業政策の確立と実現、③未加盟未組織の連合加盟の促進をはかるため、構成組織が主体となってその機能強化に取り組む。

### 4. 人材育成と労働教育の強化

- (1) 労働教育の全社会的領域での推進の一環として、連合本部と連携し、働く価値と働く者の権利などについて学校教育へ普及させる観点から、高校などにおいて寄付講座等の労働教育に積極的に取り組む。
- (2) 労働相談からの組合結成に対応するため、連合本部の「労働相談担当者経験交流」「アドバイザー全国交流研修会」などの研修へ積極的な参加をし、アドバイザー育成に取り組む。

### 5. 青年(男女)活動の推進

- (1) 青年(男女)組合員の連合運動への参画意識を高め、組織強化につなげるための「連合岩手ユースラリー」の開催や各種交流活動を通じ、青年(男女)組合員の労働活動への参加促進をはかる。
- (2) 青年層に関わりの深い課題については、「青年委員会」「女性委員会」を中心に、青年(男女)組合員の意見をあらゆる機会を通じ、連合運動に反映させる。また、青年活動へ女性の参画を進め、青年男女による青年活動としていく。

### 6. 平和運動の推進

- (1) 連合岩手は、世界平和の実現に向け、連合本部方針に連動した平和運動を基軸とし、6月～9月を平和行動月間と位置づけ「平和行動 in 沖縄(6月)」、「平和行動 in 広島、in 長崎(8月)」、「平和行動 in 根室(9月)」に取り組む。また、新たな課題が生じた場合は緊急の行動に取り組む。

### 7. 連帯活動の強化

- (1) 東日本大震災で被災した地域の復興・再生に向け、被災地の地域協議会と定期的な連絡体制をとるとともに被災地産品の販売など積極的な取り組みを継続する。
- (2) 「連合・愛のカンパ」の取り組みとともに、NGO・NPO団体との連携を強める。特に、「愛のカンパ」助成団体と連携を強め、地域での社会貢献活動に取り組む。また、災害発生時への緊急対応、被災者救援など災害対策支援をおこなう。
- (3) 連合の政策・制度の実現のため、特に国民的な課題について、労福協、労金、全労済

など志を同じくする様々な組織・団体と連携・連帯しつつ社会運動を喚起し、取り組みを進める。

(注) 集团的労使関係

従業員を個人ではなく1つの集団とみなし、企業と対等な関係を構築する考え方。労働者は労働組合を組織することで、従業員に対して圧倒的に立場が強い企業と、対等の取引ができる。労働基本法はこれを労働組合を結成する「団結権」、団体として経営側と交渉する「団体交渉権」、要求実現のための手段としてストライキを行なう「争議権」の3つによって保障している。だが近年、労働組合が有効に機能している企業は減少し、組合組織率はすでに2割を切っている。